

中国税政連



会長挨拶	久保雅典 中国税政連会長	2	特別寄稿	平沼赳夫 衆議院議員	10
特別寄稿	片山虎之助 参議院議員	4	特別寄稿	溝手顕正 参議院議員	12
特別寄稿	亀井静香 衆議院議員	6	特別寄稿	西 宏昌 中国税理士会 調査研究部長	14
特別寄稿	斉藤鉄夫 衆議院議員	8	新設後援会のご紹介		16

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377

E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

流動化の時代ⅩⅦ

中国税理士政治連盟 会長

久保 雅典

青春

松下幸之助氏が愛唱してやまなかつたのが「サミュエル・ウルマン」の詩「青春」と言われている。その一節を紹介すると、

「青春は人生のある期間をいうのではなく、心の様相をいうのだ。優れた想像力、逞しき意志、……安易を振り捨て、冒険心、こういう様相を青春というのだ。年を重ねただけで人生は老いがない。理想を失う時に初めて老いがくる」
当方七十四歳、青春を夢見てる……思い過ぎか？

さて、今号のテーマは消費税軽減税率である。

安倍首相は昨年十一月十八日、消費税一〇%引き上げについて、「個人消費を押し下げ、デフレ脱却が危うくなる」として平成二十九年四月に先送りをする方針を決定。これを受けて、昨年十一月二十日、与党両党は税制協議会を開き、食料品など生活必需品の消費税を低く抑える軽減税率につい

ては、関連事業者を含む国民の理解を得た上で、税率一〇%時に導入する」とし、「対象品目・区分・経理・安定財源等について早急に具体的な検討を進める」と発表した。そして、今年一月、軽減税率の制度設計を議論する検討委員会を設置し、秋に軽減税率の大綱策定を目指すとした。

〈二〉税制調査会による軽減税率に関する検討

(一) 対象分野

生活必需品にかかる消費税負担を軽減し、かつ、購入頻度の高さによる痛税感を緩和するとの観点から、まずは飲食品分野とし、八種類のパターンが提案された。

- (一) 内の金額は一%あたりの減収分
- ① 全ての飲食料品 (六千六百億円)
 - ② ①—酒 (六千三百億円)
 - ③ ②—外食 (四千九百億円)
 - ④ ③—菓子類 (四千四百億円)
 - ⑤ ④—飲料 (四千億円)
 - ⑥ ⑤—その他の加工食品

(二) 区分経理

- ⑦ 米・みそ・しょうゆ (二千八百億円)
- ⑧ 精米 (二百億円)

(A案)

- ① 売手 売手に対し、区分記載請求書の交付義務を課さない。交付した場合、写し等の保存義務付け。
- ② 買手 買手は区分記載請求等の保存が仕入税額控除の要件Ⅱ事実上買手は売手に発行を求める事になる。
- ③ 免税事業者 免税事業者も区分記載請求書を交付できる。
- ④ 計算方法 課税期間における課税売上高を税率毎に区分集計、合計額にそれぞれ税率を乗じて計算。

(B案)

- ① 売手 区分記載請求書などの交付及び保存を義務付け。
- ② 買手・③ 免税事業者・④ 計算方法 A案と同じ。
- ① 売手 税額別記請求書の交付及

び保存を義務付け。

- ② 買手 A案と同じ。
- ③ 免税事業者 売手は税額別記請求書を交付できず。買手も免税事業者からの仕入は仕入控除の対象外。
- ④ 計算方法 売手は交付した、買手は交付を受けた税額別記請求書等に記載された消費税額を基礎として計算。

(D案)

- ① 売手 インボイス(事業者番号、請求書番号、作成者、交付を受ける者、課税資産の内容、適用税率、対価の額の合計額、及び消費税額等が記載された請求書等という)の交付、保存の義務付け。
 - ② 買手 インボイスの保存。
 - ③ 免税事業者 インボイス交付できなない。
 - ④ 計算方法 インボイスに基づく計算。
- (三) 税制調査会員の意見の集約
税制調査会(平成二十六年六月十一日開催)の委員会において軽減税率に関する意見を集約したところ、委員十九人中、導入反対十



六人、導入賛成三人であった。

〈二〉日本税理士会連合会の税制改正建議書

平成二十七年本建議における重要項目に消費税の単一税率の維持を掲げる

(一) 税収の減少による財政再建が損なわれ、社会保障給付の抑制等が必要。

(二) 低所得者世帯に効果が及ぶ軽減税率は限定的で、それ以外の世帯に対しても軽減税率となり効率の悪いものになる。

(三) 適用範囲を合理的に設定する事がきわめて困難。納税義務者の事務複雑となり、徴税コストが増大。

(四) 軽減税率適用の外国において、適用に対する訴訟が増大、社会的コストの増大を招く。

(五) インボイス制度の導入が必要となり、納税義務者の負担が増大する。

(六) 簡易課税制度の事業者区分の細分化等が必要となり、複雑な課税制度となる。

(七) 逆進性の緩和は給付付き税額制度の導入で対処すべきであり、また、現行の帳簿方式を維持すべきである。

〈三〉スウェーデンとデンマーク

両国とも標準税率二五%、スウェーデンは軽減税率が存在するが、デンマークは単一税率である。

る。

(一) スウェーデンは一九六九年消費税導入、軽減税率採用後いったん一九九一年単一税率に改正、一九九二年再び軽減税率適用。現在は標準税率二五%軽減税率一二%と六%、それにゼロ税率と非課税が存在する。スウェーデンの軽減税率認定の目的及び税率変化の原因がきわめて多様である。(注一)

税率変更の目的	商品	税率
<ul style="list-style-type: none"> ・非課税扱いの費用中立的に ・民主主義の強化 ・読書への刺激 ・旅行の推進 ・ディーゼル税増税への補償 ・インフレ抑制・社会保障移転の減額相殺 	スポーツ・博物館	0%→6%
	新聞	0%→6%
	本・雑誌	25%→6%
	ホテル・旅館	25%→18%→21%→12%
	旅客輸送	25%→18%→12%→6%
	食料品	25%→18%→21%→12%

(二) スウェーデンの問題点
① 商品間税率を区別する合理的理

由が不明。商品間の境界を定めるのが困難、国税庁や裁判所に訴えが絶えない。

② 事業者が税率の適用を間違えるケースが起り、事業者の過大な税負担が起る。

③ 軽減税率設定の目的及び税率変化の原因がきわめて多様で税制が複雑化し、徴税・納税コストを高める。

④ 逆進性対策としても軽減税率の効果は極めて小さい。

⑤ 消費税の役割を安定的な財源調達機能に限定し、均一税率を遵守するとしても一度軽減税率を設けると復帰は困難。

(二) デンマークは軽減税率を持たず、福祉政策のための支援策が充実している国内で、あまり問題が起きていない。

標準税率二五%で、ゼロ税率(新聞及び定期刊行物のみ)、非課税の三種類である。(注二)

逆進性対策への配慮は採られておらず、歳入への影響の回避、徴収の効率化、軽減税率の適用品目の峻別の困難性、税の歪みの抑制等が理由である。他

国で適用されている食料品等に対する軽減税率適用も高所得者にも一律に適用されるため、逆進性緩和の効果が低く、社会保障給付による方が効果的であると適用されていない。

つまり、社会保障制度の枠組みの中で、逆進性対策、高所得税負担による所得再分配が実施され、また、公平性を担保する

ために番号制度の実施により国民の所得(フロー)だけでなく財産(ストック)の把握も行うとともに、適正な補助金交付と、社会保障給付を実施するために、税金逃れをしにくい環境が構築されている。なお、経理方式はインボイス方式。

〈四〉結論

単一税率を維持すべきである。消費税は社会福祉政策の必要財源として確保されるものであり、社会福祉政策は国民全体が享受するものであるが、高所得者よりも低所得者への必要財源の負担が高くなるのは明かである。

年間所得という一時的な所得を基準にした逆進性緩和策が必要であるとしても軽減税率適用は大変無駄の多い政策であり、給付付税額控除等に対処すべきである。

デンマークのように高率であっても社会福祉の充実があれば国民は納得できると思う。

※追記

与党税制調査会

軽減税率の対象品目八案から三案に絞り込む。

「酒を除く飲食料品」「生鮮食品」「精米のみ」

(日経新聞・平成二十七年四月七日)

※注一 税研二〇一三年五月号 スウェー

デンの消費税・軽減税率の実際

※注二 税研二〇一四年七月号 単一税率

国における導入根拠と低所得者対策の現状―デンマーク

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

消費税率一〇%段階での 軽減税率導入は時期尚早



参議院議員

片山虎之助

政府与党は、消費税率一〇%への引上げ時期を平成二十七年十月から平成二十九年四月に延期することとしました。これまでのアベノミクスの取組みが思うような成果を上げていないことを自ら認め、結果に他ならないと考えますが、この延期決定の一方で、与党は総選挙の公約として、消費税率一〇%時に軽減税率を導入すると、それは平成二十九年度からを目指すことを初めて明確にしました。このことは、昨年十二月三十日の与党税制改正大綱においても明記され、与党税制協議会は本年一月に検討委員会を設置し、具体的な制度案の作成に着手しています。

消費税は、消費一般に対して広く負担を求める税であることから、消費税率の引上げに際しては、低所得者ほど税負担が大きくなる「逆進性」の問題への対応が大きなポイントとなります。生活必需品に対する軽減税率は、EU諸国等において既に導入されており、消費者にとって分かりやすい制度であると言えますが、一方で、導入に際して解決すべき大きな難題がいくつかあります。

第一に、軽減税率の対象範囲を合理的に定めることは困難であるということです。特に食料品の場合、基礎的な食品から贅沢品まで幅広く消費者の嗜好が多様化している中で、消費者の納得を得る形で軽減税率の対象範囲を定めることは容易ではありません。

第二に、大幅な税収減となることです。例えば、消費税率一〇%引上げ時に食料品全般を軽減税率（八%）とした場合、財務省試算では約一・三兆円の税収減となります。軽減税率の対象を広げるほ

ど制度としては歓迎され分かりやすくなるものの、税収減も大きくなります。消費税は社会保障財源に充てられますので、税収減となつた分、社会保障に充てる財源に穴が空きます。

第三に、軽減税率の恩恵は高額所得者にも及ぶということです。本来、低所得者向けの逆進性対策としての軽減税率であるにもかかわらず、高額所得者が購入する食材にも軽減税率が適用されることとなり、結果として低所得者対策としてはコストがかかりすぎるといふ問題があります。

第四に、事業者の事務負担が大きく増加するという事です。軽減税率が導入された場合には、事業者は売上げと仕入れを異なる税率ごとに区分して記帳する必要が生じます。また、軽減税率の対象

範囲が細かく定められた場合には、小売の段階で、どの商品が軽減税率の対象となるかをめぐり、事業者・消費者ともに混乱が生じることが懸念されます。

第五に、特に農業・水産業を中心に消費税の還付が大量に生じるおそれがあるということです。事業者は、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を引いた額を税務署に納めますが、食品が軽減税率の対象となつた場合、農業・水産業者においては、売上げが軽減税率となる一方、仕入れ（トラクターや漁船の購入費等）は通常税率となることから、税の還付が生じるケースが多くなります。しかし、例えば全国の農家百六十万戸のうち約九割の約百五十万戸は小規模事業者として現在は消費税の申告が免除されていま

す。これらの小規模農家が還付を受けるため、帳簿を作成して税務署に申告するという新たな事務負担が発生し、それに対応できるのかという問題があります。

り低所得者に対する配慮を行うことが妥当と考えます。

既に消費税率は八%となつてい

ることからすると、消費税率一〇%時に導入される軽減税率は八%となる公算が大きいと思われるが、二%の税率の差を設けるために先に挙げた難題を解決しようとすることは、合理的な政策判断とは言えません。少子高齢化が進み、社会保障費が更に増加することを考えると、まずは行革を徹底的に行うことが必要ですが、将来的には消費税率の更なる引上げも視野に入れざるを得ないと思えます。軽減税率導入の議論はその時に行うべきであり、当面は、簡素な給付措置や社会保障給付等によ

な給付措置や社会保障給付等によ

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

更なる消費税増税を凍結した上で 即刻軽減税率を導入すべき



衆議院議員

亀井 静香

中国税理士政治連盟の先生方におかれましては、平素よりご指導ご鞭撻を賜っておりますことによりお礼申し上げます。

さて、昨年四月に消費税を八％に増税してちょうど一年が経過しましたが、国内消費は依然低迷し

たままです。ご承知のように、円安効果により一部の大企業が過去最高の収益を上げる中で多少賃金の増加を

図つたとは言え、反対に円安による食料品の値上げ等の物価上昇率に追いつけず、全体として一般家庭においての負担が増えている為個人消費が落ち込むのは当たり前です。

特に賃金増加の見込めない年金暮らしの高齢者や低所得層は困窮し、物が買えない状態です。一方、百貨店での高額商品及び電化製品、高級マンション、土地

などの不動産はやはり円安によって外国人に大量に買われており、投資活動も活発に行われておりますが、しかし大多数の日本人は上記のような事情から消費を控えるを得ないのが現状でしょう。

そのようなことから、私は安倍総理によって再延期はしないと明言されて、二〇一七年四月に予定されている一〇％への増税は当面凍結した上で、食料品や生活必需

品等に関しては即刻軽減するべきと考えております。

さりながら、小規模事業者においては軽減税率を導入した場合の負担増も予測され、執行上の負担軽減には十分配慮しなければなりません。

日頃税制度全般においての指針を提言して頂いております税理士政治連盟の先生方には軽減品目及び軽減率については勿論ですが、

事業者側への負担の軽減と対策について一層のご指導を賜り、是非とも議論を進め早期の軽減税率導入の実現を図って参りたいと考えます。

現在の我が国の株価はP K O（プライス・キープ・オペレーション）という手法で国民年金基金や郵貯・かんぽの資金まで投入し、維持されている為に海外の投資家は安心して日本の株に投資し、大きな利益をあげるといふ、正に兜町が博打場に化しており、私もかつて自民党政調会長時代にP K Oを行った経験もありますが現状には非常に強い危機感を拭い去ることはできません。

このように意図的な株価上昇によって国民に景気が良くなるという期待感を煽っているに過ぎません。

私は総理にも直接、「株価だけでは日本経済のメルクマールにはならない」と伝えました。

いずれに致しましても、金融緩和により一部の大企業や富裕層の利益でお金が溢れても、全体としてこれが投資に結びつく工業用水や生産を高める農業用水、雇用を生み国民の生活を守る生活用水になつておらず格差が拡がる現状の中で、逆進性の強い消費税増税には慎重であるべきと確信しています。

私は現在の状況を看過する訳にはいかないと昨年末の総選挙の際に「一揆を興す」と宣言して戦い、皆様のご支援のお陰を持ちましてバッチを付けて代官所の前までたどり着くことができました。

しかし、代官を改めさせなければこの一揆が成功したことにはな

りません。

特に困窮する高齢者や低所得層が多い地方は眼を覆うばかりに衰退しており、国土の縮小は否定できません。

そこで、代官所を巻き込み、裾野を崩して頂上に積み上げるばかりの現在の政策を改めさせ、裾野にしっかりとした根っこを張り広げる政策に移行させる為に、この度地域活性化協議会（通称：根っこ（の会））を超党派の国会議員及び各首長と共に立ち上げました。

裾野で踏ん張っておられる自治体、農山漁村、中小零細企業の方々に呼びかけ結集し、具体的な政策の実行を図って参ります。

中小零細事業者の方々にとって頼りになり、良き相談相手として税務のご指導に当たっておられる先生方にもご指導を賜りたく、こ

の場を借りてお願い申し上げます。

併せて各位の一層のご活躍とご発展を祈念致します。

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

軽減成立制度の実現に向けて



衆議院議員

齊藤 鉄夫

高齢化が進む我が国の社会保障財源の安定化のために消費税の税率を今後引き上げていかななくてはならないことは国民の皆様のご理解をいただいていると考えられます。しかしながら理屈では理解できたとしても、実生活の中で長引く景気の低迷やデフレ等で厳しさを痛感された国民の皆様にとって、消費税の引き上げはそう簡単にご理解を得られるものではない

高齡化が進む我が国の社会保障財源の安定化のために消費税の税率を今後引き上げていかななくてはならないことは国民の皆様のご理解をいただいていると考えられます。しかしながら理屈では理解できたとしても、実生活の中で長引く景気の低迷やデフレ等で厳しさを痛感された国民の皆様にとって、消費税の引き上げはそう簡単にご理解を得られるものではない

その懸念を払拭し、ご理解をいただく努力をしていくのが政治の役割であろうと考えますが、私たちが公明党はそのための対策として軽減税率の導入の必要性を一貫して訴えて参りました。

軽減税率は法律（消費税抜本改革法）上、消費税のもつ逆進性に対応するための低所得者対策として位置づけられています。それが

ただでなく消費税そのものを国民が理解して支えていただくために必要不可欠だという意味合いもあると考えています。だからこそ欧米そしてアジアの多くの国々で軽減税率が採用されており、世論調査でも国民の七割を超える方が賛意を示されています。

しかし、日本税理士会連合会をはじめ多くの団体から軽減税率制度について慎重な、厳しいご意見をいただいていることも事実です。反対のご意見を整理いたしますと、

- ① 社会保障財源が損なわれる
- ② 区分経理が複雑になる
- ③ 対象品目の選別が困難

の三つに大別されます。①に対しては、低所得者対策として「簡素な給付」、「給付つき税額控除」、「軽減税率」の三つの内いずれかをやらなければならないと法律に

決められており、いずれも財源が

げは二〇一七年四月に行います。

と、経理事務、対象品目の線引き

必要なものです。②につきまして

軽減税率制度については、関係

等まったく混乱なく行われてお

は、事務負担が増加する小規模事

業者を含む国民の理解を得た上

り、社会も国民も何の違和感なく

業者の理解をいただけるかがポイ

で、税率一〇％時に導入します。

受け入れている、ということ

ントです。区分経理について、イ

二〇一七年度からの導入を目指し

す。あるスーパーを訪問した時の

ンボイス制度の導入が課題とされ

て、対象品目、区分経理、安定財

こと。「日本では経理事務が複雑

てきましたが、与党税制協議会で

源等について早急に具体的な検討

になるので軽減税率に反対すると

は現行の帳簿形式のまま税率毎に

を進めます（自由民主党・公明

いう意見もあるが韓国ではどう

記載すればよいという方法も公明

党）

か」とそのスーパーの契約税務士

党として提案し協議を進めている

この合意は総選挙後の連立政権

さんにお聞きしたところ次のよう

ところ。③につきましては、

合意の中にも入りました。二〇一

なお答えをいただきました。「確

混乱の生じない、できるだけ単純

七年度からの導入を目指し、与党

かに事務負担は増えるがその手間

な基準となるよう他国の例を参考

は制度設計を本年一月より本格定

よりも、一ウオンでも安いもの

にしなから決めなければならない

期に開始しました。本年末の税制

を、という庶民の気持ち、庶民の

と考えています。

改正大綱に盛り込むべく全力を挙

暮らしの方が大事だと思ってい

以上の議論を与党税制協議会で

げているところであります。

る。そのための我々の仕事だ」こ

熱心に進め、平成二十六年十一月

昨年十月、韓国の消費税（付加

の税務士さんの言葉に感動しまし

二十日に次のような合意に達した

価値税）の軽減税率を学ぶため訪

た。

ところです。

韓いたしました。韓国は税率一〇

今後税理士会の先生方のご指

経済再生と財政健全化を両立す

％で、未加工の食料等が非課税と

導を賜りながら全力で頑張る所存

るため、消費税一〇％への引き上

なっています。結論を一言でいう

です。

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

軽減税率の導入には 慎重であるべき



衆議院議員

平沼 赳夫

アベノミクスの効果により、株価や各種の経済指標も上昇しており、基本的方向性は間違っていないとは思いません。しかしその効果は大都市圏、輸出関連大手産業中心であり、地方や中小企業にはまだまだ十分に効果が及んでいないことも事実です。

また実質賃金の成長率は、実質経済成長率を下回っており、社会保障関係費増や消費税八増税、

海外からのエネルギー購入費の増大等によって、国民の実質的な収入は減少しています。経済成長のブレーキとなる可能性もあって、本来は本年四月に行われる予定だった消費税一〇%増税が見送られることになりました。私はこの判断は間違っていないと思います。

拡大し中間層が減少し貧困層が増大していることであり、安定した生活への不安から未婚・晩婚で子供を産まない、希望を持っていない若い世代が増えていて、この問題を根本的に改革しなければ、いかなる税制度を設計してもまったく意味がないと危惧しています。

そもそも消費税増税は「増大する社会保障費の増大に対応し、少子高齢化にしっかりとした対策を講じて、持続可能な社会福祉制度を維持して国民の将来への不安を払拭する」ためのものであるはずです。その為に国民の皆さんにご負担をお願いをしているはずで、政府与党では、一〇%増税時にあわせて食料品等の生活必需品への税率を低く設定する軽減税率の導入を前提とした議論が進められています。

消費税という制度は、消費水準

に応じて負担を求めることができない公平性の高い制度ではありませんが、一方では所得に対する負担割合は、低所得者ほど高くなるという逆進性の問題があります。そこで低所得者の負担減のためと逆進性への対応策として、食料品等に対する軽減税率の導入が検討されているのだと思います。EUでは、既に食料品などに軽減税率を設けている国があります。国によつて対象となる品目や税率には様々な違いがありますが、共通しているのは「インボイス方式」を導入していることです。インボイスとは、生産↓加工↓販売店↓消費者への流通過程全ての取引において対象商品ごとに消費税率と税額を記載した帳票のことであり、

(一) 異なる税率ごとに税額が明示されているので、売り手にとつ

ては正確な税額転嫁を実行できる。(二) 買い手にとつては正確な仕入税額控除の計算が可能となる。(三) 課税業者を登録制として、売上に係る消費税から仕入に係る消費税額を控除した金額が免税事業者に溜まる「益税」の発生が避けられる。などの利点があります。

インボイスなき軽減税率導入は脱税の温床になります。EU諸国が脱税対策と取引明確化のために考え出したのがインボイス方式です。国民の皆さんにご負担をお願いするので、脱税のおそれがある制度を導入すべきではありません。日本で軽減税率を導入する際には、このインボイスの導入が絶対が必要です。

一方で軽減税率の対象の生活必需品の選定範囲をめぐる「線引

き」や、食料品の譲渡と飲食サービスとの区分の問題などがあります。例えば、弁当をそのまま買うと税率八%、温めれば一〇%になったり、コンビニエンスストアなどの店内で飲めば税率一〇%、店外で飲めば八%になったりすることが考えられます。

私は、本来税制は簡素であることが望ましく、生活への影響が大きく煩雑になることは好ましくないと考えます。国民の皆さんに煩雑な制度を求めるのですから、そのことを明らかにした上で、国民的議論が必要です。政治が独走すべきではありません。複数税率と成り、軽減税率導入でも低所得者だけを対象とすることにはならず相対的には高所得者の負担率軽減となる可能性があることや、軽減さ

れた税収分をどこで増税し補填するのかという問題、これらのことを総合的に勘案するならば、まずデフレ脱却による、経済活性化と雇用拡大を図るところが急務であり、消費税一〇%増税と軽減税率の導入を前提とした議論には慎重であるべきだと考えます。

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

消費税軽減税率導入に対する論点



参議院議員

溝手 顕正

安倍政権最大の課題は「景気回復」であることは言うまでもありません。国民の皆さまの我々民主党への期待、支持は「景気回復」であると、日々強く感じております。

昨年十一月、この景気回復がまだ道半ばであるとして、消費税率引上げが平成二十九年四月からとなりまして。昨年七月九月期の

GDPの速報値がマイナス〇・四%となったこと、民間需要が、昨年四月の消費税率八%への引上げ後伸び悩んでいたこと等々がGDPを押し下げたと考えられます。

民間需要を増やす、これは簡単に出来ることはありません。ただ、単純に考えた時、食料品など生活必需品が買い易く、消費し易くなれば、この問題を解消する一

歩にはなるはずですが。このような観点からも、消費税の軽減税率（複数税率）の導入は避けて通れない道であると考えております。

日本税理士会連合会からは「単一税率の維持」の意見をいただいておりますが、軽減税率導入に当たつての課題を改めて考えていきたいと思ひます。

平成二十六年税制改正大綱で、『社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のために制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討する。』とあるように、軽減税率をめぐるのは、主に①軽減税率の適用対象の画定の問題、②財源の問題（軽減税率に伴って

生じる税収減をどう賄うか)、③ 事業者の事務負担の問題が挙げられると思います。

「国民にとって」という意味では一番関心があるのは①の軽減税率の適用範囲ではないでしょうか。逆進性が高い消費税が、更に軽減税率の恩恵を高所得者も受けるという批判があり、また、対象品目の線引きについても業界団体からの圧力、すなわち政策的配慮が働く等多くの課題が指摘されております。デンマークでは、線引きに政策的配慮は排除できないとして、新聞を除いて軽減税率の導入は行っておりません。軽減税率の制度設計には多面的に検討し、政策の妥当性を確保することが重要と考えております。

「政治的」には②の財源問題が非常に重要です。社会保障と税の一体改革は、日本の社会保障制度の持続性を確保するとともに、財政の信認を確保する観点から、平成二十四年に自民党・公明党・民主党の三党で合意したものです。

軽減税制の対象を広くとれば増税の効果が薄くなります。ちなみに食糧品全品を軽減税率の対象にすれば一%当たり六千六百億円の減収になります。国民に負担をお願いした消費税増税であり、財源確保と軽減税率の関係について総合的視点から議論をして参ります。

そして③の「事務負担の問題」に関しては、事業者、税理士の皆さまにとって最大の関心事だと思えます。皆さま周知の通りOECD諸国ではインボイス方式が主流で、日本だけが控除方式

(帳簿方式)をとっております。軽減税率導入に当たって、このインボイス方式に移行するのではないかとといった懸念、それによつて事務負担が大きくなるのではないかと、免税事業者が取引の中間段階から排除される可能性、インボイスの偽造による脱税等が考えられることも事実です。また、控除方式では益税の問題があります。いずれの方法をとるにしても確実に消費税が転嫁され、事務負担を少なくする方法を考えていかなければならないと考えております。

消費税は平成二十七年度予算では十七兆円と見込んでおり、今後、益々ウェイトが大きくなっていきます。消費税率の引き上げが延期され、与えられたこの時間で、軽減税率(複数税率)、区分

経理について協議を本格化してまいりたいと思います。

専門家である税政連の各位の知恵と経験を伺いながら、諸所の課題に取り組んで参りたいと存じます。

特別寄稿

消費税 軽減税率制度の 是非について

軽減税率は導入すべきではない ～中小事業者の負担を十分に考慮すべきである

一 はじめに

平成二十六年十二月に与党税制改正大綱が発表された。直近の景気状況に鑑み、経済再生と財政健全化を両立するため、消費税率一〇%の引上げ時期を平成二十九年四月とするとし、「消費税の軽減税率制度については、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率一〇%時に導入する。平成二十九年からの導入を目指して、対

象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」と記載された。

これを受けて、与党税制協議会において平成二十七年一月軽減税率検討委員会が設置され、本格的に軽減税率の制度設計が検討されている。だがしかし、軽減税率の導入が決定されたわけではない。消費税は所得に対して逆進的といわれ、そこで消費税率引上げに

伴う低所得者対策として軽減税率の導入の検討がされているが、その前提には「関係事業者を含む国民の理解を得た上で」とある。経

団連、日商等の商工業団体九団体は平成二十六年七月「消費税の複数税率導入に反対する意見」を発表し、さらに、平成二十六年六月第九回政府税制調査会においては、出席委員の大半が導入に対して反対する意見を述べた。日税連

においても平成二十七年度税制改正に関する建議書で同様に反対の意見を表明し、平成二十八年度においても引き続き反対意見を検討している。そこで、改めて日税連の建議書より反対意見を述べることにする。

二 日税連の主張

日税連では平成二十七年度税制改正に関する建議書において、以



中国税理士会 調査研究部長

西 宏昌

下の理由により軽減税率制度の導入に反対している。

①軽減税率により税収が減少することとなる。与党税制協議会の試算では全ての飲食料品を対象として二%の軽減をした場合一兆三千億円の減収となり財政再建が損なわれ、税収を補填するために、標準税率を一〇%超に引き上げるか、社会保障給付を抑制等することが必要となる。

②軽減税率制度は、税負担の軽減効果のうち低所得者世帯に及ぼす効果が限定的で、大半はそれ以外の世帯に対するものとなる。特に高額所得者ほど軽減税額が大きく、逆進性緩和の効果が低く、極めて効率の悪い制度である。

③軽減税率の適用対象品目を合理的に設定することは極めて困難

であるとともに、その適用の判断に際して、納税義務者の事務

が増大する。与党税制協議会の検討資料にも線引きの際の問題が例示されているが、現場の混乱は避けられないと考えられる。また、諸外国で政策的に軽減税率が適用されている品目があり、業界の駆け引きやそれによる不公平感は避けられない。

④ヨーロッパ諸国において軽減税率の適用に関する訴訟が非常に多いことが指摘されている。軽減税率の適用範囲の是否認を巡り、税務訴訟が増加し、社会的コストの増大を招くこととなる。

⑤インボイス制度の導入が必要となり、納税義務者の事務負担が増大する。また、インボイスを

発行できない五百万を超える免

税業者を事実上取引から排除することとなり、その対応について全く検討されていない。食料品関係の業者は大半がコンピュータを導入していないのが現状であることも忘れてはならない。

⑥軽減税率の導入により、小規模事業者の百二十六万社が適用を受けている簡易課税制度が極めて複雑な制度となり（本則課税より複雑で簡易課税でなくなる）混乱をもたらし、弱者に負担の大きい制度となる。現状のみなし仕入率は五区分であるが、ドイツでは平均率は四区分、イギリスのそれは十七区分である。またフランスでは簡易課税制度を廃止した。

三 おわりに

以上、軽減税率の問題点を示し導入反対の意見を述べた。軽減税率の導入に関しては数多くの問題がある。日税連では逆進性対策として単一税率を維持し、現状においては低所得者に重点的に対処する簡素な給付制度を推進し、番号制度を利用した給付付き税額控除制度の検討を行うことを提案している。軽減税率制度は一旦導入すると、見直しが困難な制度である。性急に結論をだすことなく分納得いく議論を行い慎重に検討すべきである。また、検討にあたっては中小事業者の事務負担を最優先して考慮すべきである。

新設後援会のご紹介

地方短信

村岡嗣政後援会を設立 中国税理士政治連盟



久保雅典会長を迎え、正会員19人、賛助会員19人が出席した。

開会宣言の後、設立発起人代表の藤中秀幸会員が、議長に選出され、議案審議に移った。議案の、後援会規約及び役員選任の件は満場一致で可決承認され、会長に藤中秀幸会員、幹事長に柳井卓正会員が就任した。

議事終了後、村岡県知事が会場に到着し、現在の県政の課題、今自身を取り組んでいること、今後の抱負、この度の後援会設立にあたってのお礼などを述べた。

その後、来賓祝辞、祝電披露、懇親会が行われた。懇親会では県知事と会員の県政についての情報・意見交換はもちろんのこと、42才と若い県知事ならではの最近フルマラソンを完走した話など、和やかな雰囲気の中で盛會の内に終了した。

地方短信

岸信夫後援会を設立 中国税理士政治連盟



「税理士による岸信夫後援会」結成総会が2月14日、岩国国際観光ホテルにて開催された。写真。(衆議院山口2区・自民党)

中国税政連から久保会長を迎え、会員22人が出席した。

昨年11月に開催された発起人会から設立総会を迎えるまでの経過を説明し、後援会規約・役員選任の議案が提出され、満場一致で可決され、会長に北村和幸会員、幹事長に柳井卓正会員が選出された。

議事終了後、あいさつに立った岸信夫衆議院議員は、後援会が設立されたことへの謝辞と税制改正への取り組みや税理士制度の見直し、また、心豊かな地域づくりを目指して、国づくりに参画することの責任を重く受け止め、全力で国政に取り組みたいと決意表明した。

引き続き懇親会が開催され、岸議員と会員の親睦を深めることが出来た。

議員の更なる活躍と税理士会の要望事項の実現への尽力をお願いし、懇親会も盛會の内に終了した。

税理士による国会議員等後援会一覧表

平成27年3月27日現在
(順不同・敬称略)

■ 国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住 所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口 洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田 稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	720-0821	福山市東川口町2丁目1-20	084-957-8222	定金 孝幸	峯松 孝至
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 シオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による岸 信夫後援会	自民	山口2区	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	北村 和幸	柳井 卓正
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	759-0204	宇部市大字妻崎開作287-4	0836-44-6200	平田 稔	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0855	下関市稗田西町16-1	083-252-1960	小倉 國雄	石光 孝英
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	次世代	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	
税理士による橋本 岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破 茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0055	松江市津田町326	0852-21-5857	尾添 憲男	永瀬 公男
税理士による竹下 亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斉藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	灘 博明
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林 芳正後援会	自民	参議院・山口	742-0417	岩国市周東町下久原411-4	0827-84-3694	藤中 秀幸	岡田 健
税理士による江田五月後援会	民主	参議院・岡山	704-8183	岡山市東区西大寺松崎248-83	086-943-0346	桑原 一	五藤 榮一
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山虎之助後援会	日本維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■ 非現職 (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による平岡秀夫後援会	無所属	山口2区	740-0022	岩国市山手町1丁目10-24	0827-24-1456		小泉 潔
税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	水兼 勇人
税理士による松本大輔後援会	民主	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123		井上 博夫

■ 地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による村岡嗣政後援会	無所属	山口県知事	740-0017	岩国市今津町1-9-30 錦ビル3F	0827-24-4030	藤中 秀幸	柳井 卓正
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	小倉 國雄	藤上 博之

中国税理士政治連盟役員

平成26年11月3日現在

役 職 名		氏 名	
会 長		久 保 雅 典	
副 会 長		齋 藤 慎 悟 桑 原 一 黒 田 昌 弘	
総 務 会 長		齋 藤 慎 悟	
総 務 副 会 長		鶴 田 和 彦	
総 務		灘 博 明 藤 中 秀 幸 桑 原 一 牧 田 泰 博 高 橋 良 昌 杉 山 文 成	
幹 事 長		杉 山 文 成	
副 幹 事 長		海老澤 孝 公 関 場 政 則 細 木 貞 彦	
幹 事		荒 神 五 師 葉 狩 弘 一 唯 山 重 夫	
委 員 会	政 策 委 員 会	委員長 荒 神 五 師	副委員長 榎 淵 藤 和 幸 委員 浅 野 本 勝 委員 重 浦 弘 夫 委員 三 藤 野 照 二 委員 若 影 山 繁 秀 臣
	財 務 委 員 会	委員長 重 近 實	副委員長 宮 本 利 光 委員 中 山 本 昌 哲 実 也
	組 織 委 員 会	委員長 葉 狩 弘 一	副委員長 若 影 山 繁 秀 臣
	広 報 委 員 会	委員長 加賀田 佳 男	副委員長 宮 中 川 本 利 昌 哲 実 也
	後援会対策委員会	委員長 唯 山 重 夫	副委員長 尾 添 憲 男 委員 森 重 匠 二 委員 森 末 英 一 委員 八 幡 秀
会 計 監 事		長谷川 一 彦 妹 尾 盛 司 木ノ下 信 二	
会 計 責 任 者		重 近 實	
推 薦 審 査 会		委員長 齋 藤 慎 悟	副委員長 桑 原 一 委員 藤 中 秀 幸 委員 黒 田 昌 弘 委員 久 保 雅 典
顧 問		小早川 隆 幸 島 原 順 良	
相 談 役		森 田 忠 典 石 高 雅 美 岸 本 俊 男	

事業資金は 税理士紹介 ローンで。



⑩(マルゼイ)ローンを
ご活用ください!

「顧問税理士」と

「日本政策金融公庫国民生活事業」が

3つのSでバックアップ



Speedy 迅速な処理

Simple 簡単な手続き

Satisfy 満足のいく条件

⑩ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士が、顧問先を日本政策金融公庫国民生活事業に紹介する制度です。

中国税理士協同組合



日本政策金融公庫 国民生活事業

中国税理士協同組合ホームページ <http://www.chuzeikyo.or.jp/>

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

- 1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp>) にアクセス
- 2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

- 3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

- 4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック
- 5 確定後、送信ボタンをクリック！

組合員各位

中国税理士協同組合
(金融事業部)

インターネット型税理士報酬等自動振替制度のご案内
**1件当たりの口座振替手数料を
 170円(税込)に値下げしました。**

税理士報酬等自動振替制度は、昭和60年にサービスを開始して以来、現在では700人を超える組合員の方にご利用いただいております。

このたび組合事業を利用していただいている組合員への利益還元、またこのサービスをより多くの組合員に利用していただくことを目的に、平成27年4月から現行の1件当たりの口座振替手数料199円(税込)を170円(税込)に大幅値下げをいたしました。

つきましては、更に利用しやすくなった「税理士報酬等自動振替制度」への加入をこの機会に是非ともご検討いただきますようご案内申し上げます。



改定時期

平成27年 4 月 6 日振替分から適用

改定内容

1 口座振替手数料
(1 関与先、1 件当たり)
199 円(税込)

170 円(税込)

オプションサービス
2 関与先への振替通知ハガキ
(1 関与先、1 件当たり)
52 円(税込)

67 円(税込)

※報酬システムのオプションサービスとして提供している関係上、ハガキ作成費を含んだ価格に改定しております。

..... **ご利用のメリット**

- 1** 事務所や自宅のパソコンで「請求登録」や「収納結果照会」が簡単操作で利用できます。
- 2** 関与先からの毎月の報酬を自動的に受け取れます。また、関与先も支払いの手間が省け、振込手数料が不要となり経費節減となります。
- 3** 集金にかかるコスト(時間、人件費等)が削減できます。
- 4** 毎月決まった日に報酬を受け取ることができ、資金繰りが容易となります。

お申込み・お問い合わせ先

中国税理士協同組合 自動振替制度 係 TEL (082) **246-0088**



中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付してください。

組合加入種別 組合員 賛助会員（※所属税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している
 （生保名： _____ 登録年： _____）
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

② 大同生命の税理士代理店に加入している
 （登録年： _____）※紹介代理店は該当しません。
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している
 （登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している
 ※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または
 日本税協連福祉会生命共済制度「優 YOU プラン」に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域(支部)名 _____

登録番号 _____

署 名 _____

印 _____

ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともに FAX または 郵送にてお送り願います。登録は賛助会員（所属税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研修会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる税理士VIP代理店の登録者、②共済会推進事業にかかる大同生命の税理士代理店登録者、③金融事業にかかる税理士報酬等自動振替制度利用者、④共同購買事業にかかる税理士DCカード取得者、⑤福利厚生事業にかかる大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度「優YOUプラン」加入者の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

昨年十二月の衆議院議員総選挙において、某政党の某代表による「消費税軽減税率推進の唯一の党であります」という声をテレビ・ラジオで耳にするたびに、はらわたが煮えくり返っていたのはたして私だけだったでしょうか。

すでに導入している各国が、すべからず後悔している欠陥だらけの制度を、専門知識の希薄な一般大衆の情感に訴えるのに有効というだけの理由で、旗印に掲げていると怒っているのは私だけでしょうか。

これは、税理士政治連盟の鼎の軽重を問う問題です。

そこで、今回は「消費税軽減税率」をテーマに、各党の重鎮ともいえる論客の先生方及び国会の調査研究部長に投稿を依頼しました。

会員各位の参考に資すれば幸いです。

加賀田 佳男

新年度が始まり、桜花爛漫の季節を迎えている。桜の花の色も殊の外、鮮やかに感じられる。今年の春は地方選挙で幕開けとなっている。地方創生が声高の中で迎えられ、従来の連呼の手法が通用するかに興味を持って見ている。

地方の声が中央に届かないと言われる。言葉の意味するところは理解できる。しかし、各自の意見が直接的に反映されることは異なるものと考えるが如何であろうか。

政治連盟のご尽力があつて、税理士法が改正された。この改正についても様々な意見が出されている。例えば、研修については、税理士法上の義務化がなされず、会則等で明記されることとなった。税理士の質的維持の向上が納税者の観点から必要不可欠であっても…である。

この編集後記がお目に留まるころには、選挙結果が判明している。選ばれた方が選んだ人の意見をどのように掌握するか。選んだ人が意見を出して、透明

性を持つてまとめて伝えるか等の相互連携が求められるものと考ええる。

宮本 利光

近年のペットブームにより、今年の年賀状にはペットとの写真が多く見られた（実は私もそうでした）。

ヨーロッパでは古く（十五世紀ころ）から「犬税」なるものがあり、ドイツでは現在も「犬は贅沢品」ということで「犬税」が課せられているとのこと。過去には日本でも存在していたらしく、今後の導入を検討している地方公共団体もあるらしい。消費税が一〇%になつたうえ

「犬税」も課税されれば本当の意味で「贅沢品」になつてしまふ。物品税が廃止され、消費税となつたことからこれは考えにくいことだが。

いろいろ変わり種の税は勘弁いただき、税はシンプルに、消費税は単一税率でお願いしたい。

中山 昌実

平成二十七年度の税制改正で法人税の基本税率が二三・九%（改正前二二・五・五%）に引き下げられた。平成二十七年四月一日以後開始の事業年度から適用される。地方税を含めた法人実効税率は改正前の三四・六二%から三二・一一%に下がる。

法人税率引き下げは経営の安定した大企業には優遇されるが、赤字企業は恩恵を受けない。赤字企業割合は中小企業ではまだまだ高い。減税で企業負担が軽減し恩恵を享受できればうれしいが、中小企業で享受できる企業はまだそんなに多くはない。

また、法人税を払わない赤字の中小企業でも規模に応じた税金を賦課する「外形標準課税」の導入が今年も引き続き検討されている。国の借金が一千兆円を超える厳しい財政事情の中で減税分をどう穴埋めし、どう財政を再建していくのか人口減少が止まらず、少子高齢化が一段と進む中で真剣に考えなければならぬ。

川本 哲也

〈お寄せいただいた原稿内容は、平成27年4月7日現在のものです〉